

鎌倉市雪ノ下2丁目付近他
配水管改良工事（DB方式）

公募型プロポーザル
募集要項

令和8年7月

（令和8年8月修正）

神奈川県企業庁鎌倉水道営業所

目次

第1章 募集の趣旨	1
第2章 工事の目的、概要	1
1 工事名	1
2 工事場所	1
3 工事主体	1
4 工事目的	1
5 発注方式	1
6 事業者選定方式	1
7 対象施設	1
8 本工事の対象範囲	2
9 工事期間	3
10 工事費上限額	3
11 問合せ先	3
第3章 プロポーザル応募の手続等	3
1 事業者の参加資格に関する事項	3
2 事業者の選定方法及び基準	6
3 プロポーザル応募の手続き	7
第4章 業務における責任分担	11
1 基本的な考え方	11
2 想定されるリスクと責任分担	11
第5章 基本協定の締結及び各業務契約の締結	11
1 基本協定の締結	11
2 各業務契約の締結	12
3 支払方法	12
第6章 提案の履行に関する事項	12
1 提案書の履行	12
第7章 モニタリング及びヒアリング	13
1 水道営業所による工事の実施状況のモニタリング	13
2 工事に係わるヒアリング調査	13
第8章 その他	13
1 必要事項等の追加	13
2 応募に際し使用する言語、単位及び通貨	13

別紙 1 施工箇所 案内図

別紙 2 積算条件標準図

別紙 3 リスク分担表

第1章 募集の趣旨

本募集要項は、神奈川県企業庁鎌倉水道営業所（以下「水道営業所」という。）が実施する鎌倉市雪ノ下2丁目付近他配水管改良工事（DB方式）（以下「本工事」という。）を行う民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、プロポーザル応募者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものです。

また、以下の文書は募集要項と一体のものです（以下「募集要項等」という。）。

- （１）要求水準書
- （２）提案書審査基準
- （３）基本協定書（案）
- （４）設計業務等委託契約書（案）
- （５）施工業務契約書（案）
- （６）工事監理業務委託契約書（案）
- （７）提案書作成要領及び様式集

第2章 工事の目的、概要

1 工事名

鎌倉市雪ノ下2丁目付近他配水管改良工事（DB方式）

2 工事場所

鎌倉市雪ノ下2丁目付近（第一工区）及び鎌倉市浄明寺4丁目付近（第二工区）

3 工事主体

神奈川県企業庁鎌倉水道営業所

4 工事目的

本工事は、老朽配水管リフレッシュ事業に基づき、鎌倉市雪ノ下2丁目付近及び鎌倉市浄明寺4丁目付近の老朽配水管を更新し、耐震化を図るものです。

5 発注方式

本工事は、設計・施工一括発注方式（DB方式）により実施します。

6 事業者選定方式

本工事は、対象施設に関する設計・施工に係る提案を公募し、応募者の創意工夫や多様な提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」により、事業者を選定します。

7 対象施設

本工事の対象施設の概要は以下のとおりとし、施工箇所 案内図を別紙1に、標準的な積算

条件を示した図面を別紙２に示します。

対象施設の概要

- 第一工区 GX. DIP $\phi 200$ mm L＝約 360m
GX. DIP $\phi 100$ mm L＝約 20m
- 第二工区 GX. DIP $\phi 100$ mm L＝約 960m

※ 数量は基本設計段階における概算値であり、本工事で行う設計・工事業務において確定します。

※ 既設配水管は、原則全ての区間を撤去することとします。

8 本工事の対象範囲

事業者が行う本工事の対象範囲は、対象施設の設計及び工事であり、表１のとおりです。

なお、各業務に関する詳細は「鎌倉市雪ノ下２丁目付近他配水管改良工事（ＤＢ方式）要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に記載します。提案価格の算出にあたっては、本工事の履行に係るすべての費用を含めて算出してください。

表１ 事業者が行う本工事の対象範囲の概要

区分	業務	概要
設計業務	現地調査	本工事に必要な範囲の現地調査
	測量業務	本工事に必要な範囲の測量業務
	埋設物調査	本工事に必要な範囲の埋設物調査
	試掘調査	本工事に必要な範囲の試掘調査
	詳細設計業務	本工事に必要な詳細設計、設計図書（図面、仕様書等）の作成
	積算	詳細設計を基に単価入り内訳書（一位単価含む）の作成
	関係機関との協議	本工事に必要な関係機関との協議、申請等に係る書類作成、協議同席等の発注者補助
工事監理業務	工事監理	施工の工事監理
	変更（出来高）設計	本工事の変更設計及び必要に応じて出来高設計に係る資料作成
施工業務	工事施工	本工事の水道施設工事及びそれに付随する舗装等関連工事
	住民説明	本工事に必要な近隣住民への事業説明
	断水等補助業務	新設管への切替に伴う断水作業計画書の作成等準備作業、住民への通知及び弁操作、洗管等現場作業補助
	竣工図書作成	竣工図面等図書の作成

9 工事期間

工事期間は、次のとおり予定しています。

基本協定締結の日 ～ 令和11年2月28日まで

- ※ 工事開始時期は、事業者との協議により早める場合があります。
- ※ 工事完了時期は、提案により短縮可能とします。

10 工事費上限額（令和8年8月修正）

本工事の工事費上限額は、次のとおりとなります。

工事費上限額 517,187,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ※ 工事費上限額は、公募型プロポーザルの募集にあたり事業規模を示すためのもので、令和8年7月の積算基準に基づいて設定しています。
- ※ 工事費上限額の範囲内で予定価格を別途算定します。提案価格が予定価格を上回った場合、当該提案書は無効とします。

11 問合せ先

神奈川県企業庁鎌倉水道営業所 管理・料金課

〒248-0012 神奈川県鎌倉市御成町12-18

電話 0467-22-6200(代表)

(自動音声ガイダンスが流れますので音声に従い、番号を選択してください。)

ファクシミリ 0467-22-5367

メールアドレス ki-kamaei.nyusatu.d3xy@pref.kanagawa.lg.jp

第3章 プロポーザル応募の手続等

1 事業者の参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、以下のとおりとします。

- ア 応募者は、「(2) 応募者の参加資格要件」を満たすものとし、設計業務及び工事監理業務を行う企業（以下「設計企業」という。）1者、工事施工業務を行う企業（以下「施工企業」という。）2者を含む企業により構成される共同企業体（以下「JV」という。）とします。
- イ 施工企業の最低出資比率は30%以上とし、出資比率が最大の施工企業をJVの代表（以下、「代表企業」という。）とします。
- ウ JVを構成する企業（以下「構成企業」という。）は、連帯して神奈川県企業庁に対する本工事に係る債務を負担するものとします。
- エ 代表企業は、本工事の応募に係る手続のすべてを行うこととし、代表企業以外が代わりに手続を行うことはできません。

オ 本工事に係る参加資格確認のための申請書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出後から、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めません。ただし、基礎審査及び提案審査書類の提出期限までの間で水道営業所がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認めます。

カ 一つの企業が重複して本工事に応募することはできません。重複して応募していることが判明した場合、当該企業が構成企業となっている J V の応募はすべて無効とします。

（２） 応募者の参加資格要件

本工事の応募者は、以下に示す参加資格要件を満たすこととします。要件を満たす時点は、特に定めのない限り、参加資格確認申請書の提出期限の最終日（以下「参加資格確認基準日」という。）とします。

なお、参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間、J V を構成する企業のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募者を事業者選定のための審査対象から除外します。

ア 共通の参加資格要件

- (ア) 神奈川県入札参加資格者を有することについて、知事の認可を受けている者であること。
- (イ) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (ウ) 地方自治法施行令第167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (エ) 2 年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続きの開始決定を受けた後「(ア)」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (オ) 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続きの開始決定を受けた後「(ア)」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (カ) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされている者でないこと。
- (キ) 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- (ク) 神奈川県暴力団排除条例第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

イ 施工企業の参加資格要件（代表企業）

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に規定する水道施設工事業許可を有しての営業年数が、許可を有した日から参加資格確認申請書類の提出日まで、1 年

以上であること。

- (イ) 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- (ウ) 「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。
- (エ) 社会保険等に参加している者であること。退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者（経営事項審査の対象であるものに限る。）又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結していること。
- (オ) 令和7・8年度の神奈川県競争入札参加資格認定において、営業種目が「水道施設」、知事が認定した等級格付が「A」で登録を受け、かつ、次のa又はbの実績を有すること。
 - a 平成28年度から令和7年度までに完成及び引渡しが完了した水道施設工事のうち、設計・施工一括発注方式による工事の施工実績、又は、平成28年度から令和7年度までに完成及び引渡しが完了した、水道施設工事の設計・施工業務を含む包括業務委託による施工実績があること。ただし、共同企業体等の構成員としての実績の場合は、出資比率20%以上を対象とする。
 - b 平成28年度から令和7年度までに完成及び引渡しが完了した水道施設工事のうち、神奈川県企業庁水道施設課藤沢駐在事務所又は各水道営業所が発注した工事の施工実績があること。
- (カ) 代表企業における配置技術者
 - a 本工事全体のマネジメントを行う統括管理技術者は、参加資格確認申請書提出時点において、代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、次のいずれかの資格を持つ者とする。
 - (a) 技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））
 - (b) 1級土木施工管理技士
 - b 主任技術者又は監理技術者は、参加資格確認申請書類提出時点において代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（※）にある者で、次の要件を満たす者とする。
 - (a) 原則として、営業所の専任技術者でないこと。
 - (b) 監理技術者の場合は、「水道施設工事」に係る監理技術者資格者証を有すること。また、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があること。
 - (c) 主任技術者の場合は、「水道施設工事」に係る資格を証明できる書類（技術検定合格証明書等）を有すること。
 - (d) 監理技術者の兼務に伴い、監理技術者の兼務を行う、「監理技術者補佐」を設置する場合は、「水道施設工事」に係る資格を証明できる書類（一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証明証書等）を有すること。

※ 上記の直接的かつ恒常的な雇用関係については、3か月以上の期間を有すること。

ウ 施工企業の参加資格要件（代表企業以外）

- (ア) 「施工企業の参加資格要件（代表企業）」の(ア)～(エ)を満たすこと。
- (イ) 令和7・8年度神奈川県競争入札参加者資格認定において、「水道施設」の登録を受け、かつ本店が鎌倉市、逗子市、葉山町、藤沢市又は横須賀市内に所在する企業であること。ただし、横須賀市内に本店が所在する企業は、企業庁の指定給水装置工事事業者の登録を受けていること。
- (ウ) 主任技術者又は監理技術者は、「施工企業の参加資格要件（代表企業）」における「(カ) 代表企業における配置技術者」のb」と同様の条件を満たすこと。

エ 設計企業の参加資格要件

- (ア) 令和7・8年度神奈川県競争入札参加者資格認定において、営業種目が「上水道及び工業用水道」で登録を受け、神奈川県内に本店又は受任者を置く支店（営業所）を有すること。
- (イ) 設計企業の配置技術者
 - a 設計業務管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有すること。なお、設計業務管理技術者は、主要な設計及び施工の協議並びに現地調査に出席し、詳細設計完了後においても業務の全般にわたり技術的管理を行う。
 - (a) 技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））
 - (b) R C C M（上水道及び工業用水部門）※ 設計業務管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。ただし、専任である必要はない。
 - b 工事監理業務における配置技術者は、次のいずれかの資格を有すること。
 - (a) 技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門（上水道及び工業用水道））
 - (b) 1級土木施工管理技士※ 専任である必要はない。

2 事業者の選定方法及び基準

事業者選定のための審査は、「鎌倉市雪ノ下2丁目他配水管改良工事（DB方式）審査会」（以下「審査会」という。）において行います。

審査会による「技術提案評価」に係る得点（技術評価点）と、「価格提案評価」に係る得点（価格評価点）を合計した総合評価点を踏まえ、水道営業所長が優先交渉権者を決定します。選定方法及び基準の詳細は、別添「提案書審査基準」によります。

ただし、提案価格が予定価格を上回っていた場合、当該提案書は無効とします。

提案審査は、書面による審査のほか、必要に応じて応募者に対し文書による確認又はヒアリングを行います。文書による確認及びヒアリングの詳細については、基礎審査結果の通知以降に応募者に別途通知します。

3 プロポーザル応募の手続き

(1) 事業者の選定スケジュール

事業者選定から契約等は、表2の日程で行います。

表2 事業者の募集及び選定スケジュール

項目	日程
募集要項等資料の公表	令和8年7月28日
質問の受付	令和8年7月28日～8月5日 午後5時まで
質問の回答	令和8年8月20日
再質問の受付	令和8年8月21日～8月26日 午後5時まで
再質問の回答	令和8年9月1日
<u>参加資格確認申請書類の提出期間</u>	令和8年 <u>9月14日～9月18日</u>
資格審査結果の通知	令和8年10月2日
<u>基礎審査及び提案審査提出書類の提出期間</u>	令和8年 <u>10月27日～10月30日</u>
書面による審査、文書による確認、ヒアリング	令和8年11月上旬～11月中旬
優先交渉権者決定通知	令和8年11月下旬
基本協定の締結	令和8年12月上旬
設計業務等委託契約の締結	令和8年12月中旬
工事監理業務委託契約の締結	令和9年8月上旬～中旬
施工業務契約の締結	令和9年8月上旬～中旬

(注) 応募状況等によって、日程を変更する場合があります。

(2) 応募手続

代表企業は、以下により応募手続をしてください。

なお、本工事にかかる説明会は開催しません。

ア 募集要項等資料の公表

募集要項等資料は、かながわ電子入札共同システムの「入札情報サービスシステム」で公表します。

「入札情報サービスシステム」で、団体名は「神奈川県」を選択し、画面遷移後、メニューから「工事」→「入札公告」を選択します。入力・選択欄が出ますので、下記の入力項目で

入札執行部局名／入札執行所属名：「企業庁」／「鎌倉水道営業所」、
入札方式：「随意契約」、

をプルダウンで選択後、「検索」ボタンをクリックします。

検索結果から、該当の工事名の「添付書類」の「表示」ボタンからファイルをダウンロードしてください。

なお、一部のファイルには、IDとパスワードが設定されています。IDとパスワードについては、次項（３）参考資料の配布を参照してください。

（３）参考資料の配布

本工事の提案書作成に必要な参考資料を、「第３章３（２）ア 募集要項等資料の公表」とともに、「入札情報サービスシステム」で配布します。

参考資料のファイルには、IDとパスワードが設定されています。IDは資格申請システムにログインする際のID、パスワードは事業者ごとに各自設定したパスワードを入力してください。資格申請システムにログインする際のID、パスワードを持たない事業者には、資料の配布は行いません。

なお、入手したすべての資料類について、本件の参加申請、提案書等の作成以外の目的で使用することを禁じます。

（４）質問の受付及び回答

質問及び再質問は、質問受付期間内に「第２章 11 問合せ先」に示すメールアドレスへ電子メールを送信してください。電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

電子メールの「件名」には「案件名」を記載し、質問文面には、質問の対象となる「資料名」、「章・項目番号」または「ページ数」等を記載してください。また、質問文面に社名等を記さないでください。

質問及び再質問の受付期間と回答日は、「第３章３（１）表２ 事業者の募集及び選定スケジュール」を参照してください。

質問及び再質問の回答は、県企業庁ホームページ上に掲載します。

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/td6/osirase/db2026.html>

質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがありますので、質問の有無に係わらず必ずホームページを確認してください。

（５）参加資格確認申請書類の提出

応募者は、参加資格確認申請書類を、次のとおり提出してください。

ア 参加資格確認申請書類の提出日の受付日時

申請書の提出日時は、水道営業所が指定します。

事前に「第２章 11 問合せ先」に電話連絡をし、提出日時の指定を受けてください。電話連絡は、令和８年９月２日から令和８年９月11日まで（土日を除く）の、午前９時から午後５時の間（正午から午後１時までの時間を除く）に受け付けます。

イ 提出方法

水道営業所が指定した日時に、応募者が「第2章 11 問合せ先」に記載の場所に持参してください。それ以外の提出方法では、申請を無効としますので注意してください。

ウ 提出部数

参加資格確認申請書類は、各1部とします。

エ 応募申込の無効

参加表明書を活用せず申込みを行った場合、参加表明書に代表企業の代表者印が押印されていない場合は、申請を無効とします。

(6) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、水道営業所から参加資格確認申請を行った応募者に対して、令和8年10月2日までに電子メールにより通知します。

当該通知の際、資格審査を通過した応募者に対しては提案受付番号を交付します。

(7) 参加資格がないとされた者に対する理由の説明

資格審査確認結果の通知により、参加資格を有していないと認められた資格確認申請書を提出した応募者に対してはその理由についても付記します。疑義が生じた場合は、次のとおり書面により請求することができます。

ア 請求期限：資格審査結果通知に記載

イ 請求場所：「第2章 11 問合せ先」の連絡先及び提出場所と同じ

ウ 請求方法：資格審査結果に対する苦情申立書(様式A-10)を持参又は郵送(配達証明付)すること。

エ 回答時期：請求期限の翌日から5日以内(閉庁日を含まない)に請求者に対し、書面により回答する。

(8) 応募の辞退

資格確認申請書を提出した応募者が応募を辞退する場合は、基礎審査及び提案審査提出書類の提出期限までに、参加辞退書(様式A-9)を持参又は郵送により提出してください。参加辞退書を郵送する場合は、必ず配達証明付として上述の期限までに必着としてください。

なお、期限までに参加辞退書を提出せず、提案書を提出しなかった場合は、その応募者を選定結果公表時に公表します。

(9) 基礎審査及び提案審査書類の提出

資格審査を通過した応募者は、基礎審査及び提案審査に関する提出書類を次のとおり提出してください。

ア 基礎審査及び提案審査書類の受付日時

基礎審査及び提案審査書類の提出日時は、水道営業所が個別に指定します。

事前に「第2章 11 問合せ先」に電話連絡をし、提出日時の指定を受けてください。電話連絡は、令和8年10月5日から10月23日まで（土日を除く）の、午前9時から午後5時の間（正午から午後1時までの時間を除く）に受け付けます。

イ 提出方法

水道営業所が指定した日時に、応募者が「第2章 11 問合せ先」に記載の場所に持参してください。郵送等による提出は受け付けません。

(10) 留意事項

ア 費用の負担

応募者の応募に係る費用については、全て応募者の負担とします。

イ 著作権及び情報公開

提出された提案書の著作権は応募者に帰属しますが、公表、その他水道営業所が必要と認めるときは、応募者の了解を得た上で、水道営業所はこれが無償で利用できるものとします。

ウ 提出書類の返却

本公募型プロポーザルに関して提出された書類は、応募者へ返却しないものとします。

エ 公正な応募の確保

本募集要項の定めを遵守するほか、応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

オ 応募時の提出書類の書換え等の禁止

応募者は、提出期限以降における応募時の提出書類の差替え及び再提出をすることはできません。

カ 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とします。

- (ア) プロポーザル参加資格のない者が応募したとき
- (イ) 提出書類の記名押印及び金額の記載がないとき又は金額を訂正したとき
- (ウ) 提案価格が予定価格を上回っていたとき
- (エ) 応募者が2通以上の応募をしたとき
- (オ) 提出書類記載の金額、記名、件名又は印形が認知しがたいとき

(カ) 談合その他不正の行為があったと認められるとき

(キ) その他応募の条件に違反したとき

キ 提出書類の虚偽記載

提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。

ク 応募の中止等

水道営業所がプロポーザルを公正に執行することができない恐れがあると認めた場合、すでに公告もしくは通知した事項の変更又は、本工事を延期もしくは中止することがある。この場合において、応募者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとします。

(11) 優先交渉権者の選定決定

水道営業所は、「提案書審査基準」に基づき、優先交渉権者を決定します。

(12) 選定結果の通知及び結果公表

選定結果は、応募者に直接通知します。なお、選定後、全ての応募者の名称および優先交渉権者を「入札情報サービスシステム」及び神奈川県企業庁ホームページ上で公表します。

第4章 業務における責任分担

1 基本的な考え方

本工事の応募者が担当する業務については、応募者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについてそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとします。

ただし、不可抗力等いずれの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りではありません。

2 想定されるリスクと責任分担

想定されるリスクと責任分担については、別紙3「リスク分担表」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで、提案をしてください。

第5章 基本協定の締結及び各業務契約の締結

1 基本協定の締結

- (1) 優先交渉権者と水道営業所長は、基本協定の締結に際し、提案書提出時に未定であった事項以外は変更しないものとし、速やかに協定を締結します。

2 各業務契約の締結

- (1) 水道営業所長は、設計及び工事監理業務の提案価格に基づき見積書を徴取した上で、業務委託契約を締結します。
- (2) 優先交渉権者は、試掘調査について設計業務内において必要な箇所数を水道営業所長と協議のうえ試掘箇所を決定します。
- (3) 施工業務については、設計業務による詳細設計の完成若しくは部分引渡し後、下記の算定方法により算定された施工業務価格（税抜き）に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とし、契約を締結します。

（算定方法）

施工業務価格＝設計業務の詳細設計に基づく神奈川県企業庁の積算基準による積算価格
×請負率

請負率＝提案価格／工事費上限額

※ 請負率を求める提案価格及び工事費上限額は、消費税を含む、すべての業務委託の総合計額とします。

- (4) 各業務の契約書は、施工業務契約書（案）（以下「施工業務契約書」という。）、設計業務等委託契約書（案）及び工事監理業務委託契約書（案）（以下「各業務委託契約書」という。）によります。
- (5) 契約保証金は、施工業務契約書及び各業務委託契約書に基づきます。

3 支払方法

- (1) 費用の支払

前金払及び部分払いについては、施工業務契約書及び各業務委託契約書に基づいて実施します。ただし、令和8年度においては、設計業務委託に係るもののみとなります。

第6章 提案の履行に関する事項

1 提案書の履行

事業者は、「提案内容及び要求水準に関する誓約書」に従い、提案内容に沿って誠実に業務を遂行しなければなりません。

業務遂行に伴いリスクが発生した場合は、「第4章 業務における責任分担」に基づき水道営業所と代表企業で協議します。

その他、業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、水道営業所と代表企業の両方で誠意をも

って協議するものとします。

第7章 モニタリング及びヒアリング

1 水道営業所による工事の実施状況のモニタリング

水道営業所は、事業者が行う本工事について、契約書に定める要件及び提案書に示した内容を満たしていることを確認するため、モニタリングを行います。

モニタリング方法については、水道営業所が定めた方法に従って行い、事業者はこれに協力しなければなりません。

水道営業所のモニタリングにより、本工事の実施状況が設計業務等委託契約書、工事監理業務委託契約書、施工業務契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、水道営業所は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講ずるものとします。

2 工事に係わるヒアリング調査

事業者は、神奈川県企業庁が行うヒアリング調査等に協力しなければなりません。

第8章 その他

1 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に応募の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、プロポーザル参加資格確認結果の通知前においては、神奈川県企業庁のホームページを通じて、また、プロポーザル参加資格確認結果の通知後においては、代表企業に通知します。

2 応募に際し使用する言語、単位及び通貨

応募に際し使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律51号)に定めるものとし、通貨は円とします。